

令和8年度配食による高齢者等見守り事業受託事業者募集に関する質問の回答

(質問受付期間 令和8年1月19日（月）～令和8年1月22日（木）)

内容No.	資料	箇所	質問内容	回答
1	募集要項	8 利用対象者(2)条件②	利用者の介護度が軽くなるなど、条件を満たさなくなった場合はどうなるのか。その時点で打ち切りとなるのか。	毎年7月1日時点の税情報や介護度の条件を確認して、9月1日からの継続利用の対象者か判断しています。7月1日時点で条件を満たせば、原則翌年の8月末まで利用できます。しかし、条件を満たさない時は、9月1日から対象外となります。
2	募集要項	8 利用対象者(3)条件③	「見守りが必要」「見守りができる家族が近隣にいない」とあるが、近隣に家族がいたら対象外ということはよいか。	原則近隣（同敷地内・隣・道向かい）に家族がいる場合は対象外です。家族がいても認める特例としては、「住民票上いるが長期入院中で不在」等を想定しています。
3	募集要項	9 利用内容詳細(1)	手渡し可能な日のみとあるが、デイサービスの利用日でも配達までに帰宅し受け取れるなら、市配食の対象となるのか。	お見込みのとおりです。
4	様式第4号 サービス内容 確認シート	8 配食可能区域について	配食可能区域を市内全域にしておき、市から受入確認があった際に個別に判断してもよいか。	利用者の利用がスムーズに行えるように情報シートを作成しています。対応可能数を超えている場合は断っていただいて構いませんが、事業者の都合で断ったり、受けたりとなると、利用者にとっても改めて事業者を選択しなおす手間が発生します。継続的に配達が困難な区域がある場合は、情報シートの変更の届け出をお願いします。
5	様式第4号 サービス内容 確認シート	8 配食可能区域について	地区によって、配達可能な業者が多い地区と、全くいらない地区が出る可能性がある。取りまとめ後の調整を市が行うのか。	調整はしません。
6	様式第4号 サービス内容 確認シート	10 利用者直接契約について	「直接契約可」を選択した場合、昼夕どちらも配達を希望される方に対して、昼は柳川市配食、夕は自費、といった受け方は可能か。	可能です。「暮らしの便利帳」や窓口でお知らせします。また、「直接契約可」にチェックがあれば、市配食対象外でも利用できる事業者として紹介します。
7	仕様書	2 委託期間	1年間で間違いないか。	委託期間は1年間です。
8	仕様書	3 実施内容(2)	当社は、クックチルド方式（調理後急速冷蔵）で配達しています。原則調理後2時間以内とありますが、クックチルド方式だと5日前に作っておくことも可能です。(5)②に同意が得られればチルドや冷凍も可となるができないのか。	衛生面で問題がないことを確認できれば、認めることとします。
9	その他	昼食・夕食の比率について	利用者の昼食・夕食の比率を教えてほしい。	令和7年11月末時点で、昼食60人・夕食100人です。